

議案第85号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月7日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（同居の承認） 第19条 略 <u>（入居の承継の承認）</u> <u>第19条の2 入居者が死亡し、又は退居した場合において、その死亡時又は退居時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならない。</u> <u>2 前項の承認を受けた者の入居の手続については、第10条第1項から第3項までの規定を準用する。</u>	（同居の承認） 第19条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。